

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出に関する
事務処理要領

制定 平成 29 年 3 月 27 日
山口市都市政策部開発指導課

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 13 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）並びに法第 19 条第 1 項に定める計画の届出及び法第 20 条第 2 項に定める計画の通知等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 省エネ適判を受けようとする者をいう。
- 二 計画書等 第 12 条第 1 項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第 13 条第 2 項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 三 変更計画書等 第 12 条第 2 項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第 13 条第 3 項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 四 省エネ適判機関等 法第 15 条第 1 項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は山口市をいう。
- 五 工場等の用に供する部分 建築基準法上の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用に供する部分とする。
- 六 省エネ基準 法第 2 条第 3 号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 七 建築主事 建築確認の審査を行う山口市建築主事をいう。
- 八 届出等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知をいう。
- 九 届出者等 届出等をしようとする者をいう。
- 十 届出書等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出書又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知書をいう。
- 十一 適合書 届出等に関する省エネ基準に適合していると認められる書面

で、別表に定める適合書の欄のいずれかの書類をいう。

第二章 省エネ適判の事務処理

(申請書等の提出)

第3条 計画書等又は変更計画書等(以下「申請書等」という。)は、省エネ適判機関等に提出するものとする。次項以降は山口市に提出する場合について定める。

- 2 申請書等は、山口市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。
- 3 申請書等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 4 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)による。
- 5 申請者は第4項で定める書類の内、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書の電子データ(計算に用いた各入力シート及びWebプログラム入力情報)を磁気ディスク等(CD-R等)に記録し提出するものとする。

(申請書等の受付・審査)

第4条 市長は、申請書等を受理した場合は、山口市使用料、手数料徴収条例で定められた金額(以下「手数料」という。)を徴収し、正本、副本共に第一面の受付欄に受付日を記入する。

- 2 市長は、申請書等を受理した場合及び省エネ適判の結果を交付した場合は、別記様式第1-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。
- 3 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合すると判定する場合には、適合判定通知書を発行し、押印した申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合しないと判定する場合には、適合しない旨の通知書に申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、申請書等を受理してから14日以内に第3項又は第4項の通知書を交付できない合理的な理由がある場合は、期間を延長する旨の通知書を申請者に交付する。
- 6 市長は、省エネ基準に適合するかどうか決定できない正当な理由がある場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を申請者に交付する。
- 7 市長は、申請書等を受理してから第3項又は第4項の通知書を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合には、別記様式第1-2号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

(登録エネルギー消費性能判定機関の取扱い)

第5条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第15条第3項に係る複合建築物の省エネ適判に関する申請書等が提出された場合は、規則第1条第4項に定める書類及び図書を遅滞なく市長に送付するものとする。

2 市長は、前項によって送付された書類及び図書を第13条に基づき事務処理するものとする。

(適合判定通知後の手続き)

第6条 第4条第3項の適合判定通知書の交付を受けた者又は規則第6条第1号から第3号のみなし規定によるいずれかの書類の交付を受けた者（以下「適合建築主」という。）は、法第12条第6項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関に規則第6条で定める書類（以下「適合判定通知書等」という。）を提出するものとする。

2 第1項により適合判定通知書等を建築主事に提出する場合は、第2条第七号に定める建築主事に提出するものとする。

(省エネ適判に係る建築確認の審査)

第7条 建築主事は、省エネ適判に係る建築物の確認申請を受理した場合は、第2項から第5項に関するものを除いて、建築基準法に基づき確認申請の事務処理を行う。

2 建築主事は、確認申請書の内容（用途、延べ床面積、用途別床面積、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）を確認し、建築物が省エネ適判の対象であることを確認する。

3 建築主事は、適合判定通知書等が提出されていることを確認する。

4 建築主事は、確認申請書と適合判定通知書等の内容（地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、用途、構造等）を確認し、両申請の建築物が同一であることを確認する。

5 建築主事は、第2項から第4項までの事項の確認の結果、建築物が適合判定通知書等の交付を受けたものと認められる場合は、確認済証を交付できるものとする。

(軽微変更該当証明申請書の提出)

第8条 適合建築主は、規則第3条で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。以下「再計算による軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を当初の省エネ適判を申請した省エネ適判機関等に求めることができる。次項以降は山口市に交付を求める場合について定める。

2 軽微変更該当証明申請書（別記様式第1-3号）は、市長に提出するものとする。

3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

4 軽微変更該当証明申請書には第3条第4項に定める変更計画書等に必要な

添付図書及び同条第5項に定める磁気ディスク等を添えて提出するものとする。

(軽微変更該当証明申請書の受付・審査)

第9条 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理した場合は、手数料を徴収し、正本、副本共に第一面の受付欄に受付日を記入する。

- 2 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理した場合及び当該申請結果を交付した場合は、別記様式第1-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。
- 3 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当すると認められる場合には、別記様式第1-4号による軽微変更該当証明書を発行し、押印した軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当しないと認められる場合には、別記様式第1-5号による軽微変更該当しない旨の通知書に軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理してから第4項又は第5項の書面を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合には、別記様式第1-6号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

第三章 省エネ適判に係る完了検査の事務処理

(完了検査の申請)

第10条 適合建築主は、省エネ適判に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査を受けようとするとき、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定める図書及び書類に、別記様式第1-7号による省エネ基準工事監理報告書を添えて、山口市に提出するものとする。

- 2 適合建築主は、規則第3条に定める軽微な変更該当する変更を行った場合は、別記様式第1-8号による軽微な変更説明書及び説明図書を第1項の書類に併せて提出するものとする。
- 3 適合建築主は、第8条に係る再計算による軽微変更を行った場合は、前項の軽微な変更説明書に第9条第3項で交付される軽微変更該当証明書の写し及び軽微変更該当証明申請書の副本の写し（以下「軽微変更該当証明書等」という。）を添付するものとする。

(省エネ適判に係る完了検査の受付・実施)

第11条 建築主事は、省エネ適判に係る建築物の完了検査申請書を受理した場合は、第2項から第6項に関するものを除いて、建築基準法に基づき完了検査の事務処理を行う。

- 2 建築主事は、完了検査申請書に、前条に定める、省エネ基準工事監理報告書、建築基準法施行規則第4条に定める省エネ適判に要した図書及び書類並びに規則第3条に定める軽微な変更が行われている場合は、軽微な変更説明書が添付されていることを確認する。
- 3 建築主事は、省エネ基準に係る変更が行われている場合は、法第12条第2項に定める計画変更に係る手続き又は規則第3条に定める軽微な変更に係る書類を確認することにより、建築基準法施行規則第3条の2に定める軽微な変更であることを確認する。
- 4 建築主事は、完了検査において建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていることを、省エネ基準工事監理報告書に関する図書及び書類並びに現地検査により確認を行う。
- 5 建築主事は、第4項による確認の結果、建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていると認められる場合は、検査済証を交付することができるものとする。
- 6 建築主事は、第3項による省エネ基準に係る変更が建築基準法上の軽微な変更該当しないと認められる場合又は第4項による完了検査の結果、建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていないと認められる場合は、建築基準法施行規則第4条の3の2に基づく検査済証を交付できない旨の通知書を発行し、適合建築主に追加説明を求めるものとする。
- 7 前条及び第1項から前項までの規定は、建築基準法に基づく仮使用認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、「完了検査」とあるのは「仮使用認定」と、「建築主事」とあるのは「市長」と、「検査済証」とあるのは「仮使用認定通知書」と読替えるものとする。

第四章 届出等の事務処理

(届出書等の提出)

第12条 届出書等は、市長に提出するものとする。

- 2 届出書等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 届出書等の添付図書、記載事項等は、規則による。なお、規則第12条第1項に定める添付図書のうち、市長が必要と認める図書は、適合書の交付を受けた場合は、適合書とする。この場合において規則第12条第3項の規定により、届出に係る添付図書のうち計算書等の添付は要しないものとする。
- 4 法第25条第2項、法第30条第9項、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第10項及び第54条第9項の規定により建築物全体について認定を受けたときは、届出等は不要とする。

(届出書等の受付・審査)

第13条 市長は、届出書等を受理した場合は、正本、副本共に第一面の受付欄に受付日を記入する。

- 2 市長は、届出書等に記載されている工事の着手予定時期により、工事着手 21 日前までに届出等が行われていることを確認するものとする。
- 3 市長は、届出書等を受理した場合、別記様式第 2-1 号による台帳に必要な事項を記載するものとする。なお、前条第 4 項で届出等が不要な場合には、各認定所管部局から通知された書面により台帳に必要な事項を記載し、備考欄に認定物件である旨を追記するものとする。
- 4 市長は、届出書等の内容が省エネ基準に適合すると認められる場合には、届出書等の副本及びその添付図書を添えて、届出者等に返却するものとする。なお、前条第 3 項の適合書が添付された場合は、届出等と適合書の建築物が同一であることを確認し、省エネ基準への適合の審査は不要とする。
- 5 市長は、届出等（法 20 条第 2 項に定める計画の通知を除く。）の内容が省エネ基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、届出者等に対し、当該届出等に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを別記様式第 2-2 号により指示するものとする。なお、法 20 条第 2 項の計画通知に関しては、とるべき措置について国等の機関の長に協議を求めることとする。
- 6 市長は、当該届出等に係る第 5 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（届出書等の提出状況の確認等）

第 14 条 市長は、市内の建築物について、毎月末に市と指定確認検査機関で交付した確認済証等を調べ、届出書等が未提出である届出対象の建築物があれば建築主に届出書等を提出するよう連絡する。

第五章 その他

（法に係る立入検査証）

第 15 条 法第 17 条第 2 項、法第 21 条第 2 項及び法第 38 条第 2 項に規定する立入検査をする職員の身分の証明書（以下「立入検査証」という。）は、毎年 4 月に市長が作成し、当該業務を担当する職員に配布するとともに、前年度の立入検査証を回収し処分するものとする。

（文書の保存期間）

第 16 条 本要領で取扱う書類の保存期間は下記のとおりとする。

- 一 第 3 条第 3 項及び第 4 項に規定する申請書等の正本及び添付図書 建築確認申請書と同じ期間
- 二 第 4 条第 2 項に規定する台帳 永年
- 三 第 8 条第 3 項及び第 4 項に規定する軽微変更該当証明申請書の正本及び添付図書 建築確認申請書と同じ期間

- 四 第 10 条に規定する完了検査申請書及び添付図書 建築確認申請書と同じ
期間
- 五 第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する届出書等の正本及び添付図書 5 年
- 六 第 13 条第 3 項に規定する台帳 永年

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (適合書)

対象建築物	適合書
一戸建ての住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書 (戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 であるものに限る。) の写し。
全ての建築物	(一社) 住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書 (建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合 (共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合) しているものに限る。) の写し。(いわゆる BELS 評価書)